

【記入例・一部早期給付】
都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割非課税世帯

令和 6 年 4 月 15 日

受給申請書（一部早期給付）

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事
第12条規定の支給方法について同意し、同要綱

保護者の氏名を記入してください。

ため、同要綱

申請者住所 (保護者等)	〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 Tel 03 (5320) 1111	ふりがな とうきょう たろう	申請者氏名 (保護者等) 東京 太郎
該当区分 ※いずれかにしるしを 付けてください。	☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯 → 【1】と裏面の【2】及び【4】を記載してください。 ☒ 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯 → 【1】と裏面の【2】、【3】及び【4】を記載してください。		

【1 対象となる高校生等について】

高校生本人の氏名を記入してください。

ふりがな	とうきょう いちろう	生年月日	昭和 20 年 10 月 1 日 平成
氏名	東京 一郎		
在学する学校	千代田区立九段中等教育学校		
学校の名称	学校の種類・課程・学科 中等教育学校（後期課程）		
学校の所在地	東京都千代田区九段北2-2-1		
在学期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日
	学校の種類：課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：		
	在学期に奨学のための給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明		
	学校名	立	年 月 日
		学校の種類：課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：	
		在学期に奨学のための給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明	

在学する学校の校長から、在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直し支援金の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。

【学校使用欄】

(学校収受欄)

上記対象となる高校生等に記載されている者について、

令和 6 年 4 月 1日現在本校に在籍しており、

高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する

学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援の補助対象となる

者であることを証明します。

学校の名称

学校長氏名

印

(裏面へ続く)

【2 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

- (1) から (3) までのうち、該当する口にレ印を付けてください。
 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（以下のいずれか） ・生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書 ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
--------------------------	---

- (2) 次の者の課税証明書を提出します。

ア	☐	親権者（両親）2名分 主権者が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	☒	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書を提出できない場合 等 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、 そのほか社会的養護が必要と認められる場合はオ又はカのいずれかの口にレ印を付けてください。
ウ	☐	未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使する場合を除く。）
エ	☐	主たる生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	☐	生計本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者（以下「保護者」という。）がいない場合、 ・未成年であるが、都（道府県）に住所を有する者（以下「生計本人」という。）

該当する欄にレ点を付けてください。

保護者の氏名を記入してください。

※この記入例の場合は保護者が一人のため、保護者一人のみ記入し

- (1) 又は (2) において、証明書等を添付する者の氏名及び高校生等との続柄

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
東京 太郎	父		

- (3) 次の理由により、課税証明書を提出しません。

☐	所得確認の対象が生計本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	--

【3 扶養親族等の状況について】 非課税世帯（【2】の（2）又は（3）にレ点を付けた場合）は、記入してください。

扶養に している （※お お）	続柄	氏名	生年月日	学校名・職業等	課程 (高校生等の場合記入)
	第1子	東京 花代	昭・平 18年 6月 2日	私立江戸高等学校3年	☐ 通信制/専攻科 ☒ 上記以外
	第2子	東京 一郎	昭・平 20年 10月 1日	九段中等教育学校	☐ 通信制/専攻科 ☒ 上記以外
			昭・平 年 月 日		☐ 通信制/専攻科

令和6年4月1日現在、扶養している兄弟姉妹と高校生の氏名等を記入してください。

・4月1日現在高校生である兄弟姉妹

※ 「続柄」欄に、年長の順に第1子、第2子と記入してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、提出する申請書の扶養親族欄には、必ず同じ状況を記載してください。

【4 申請の状況について】

必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。

- (1) 次の4点を確認の上、口にレ点を付けてください。

☒	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
☒	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
☒	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
☒	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く。））の支給対象ではありません。

- (2) 非課税世帯（【2】の（2）又は（3）にレ点を付けた場合）は、必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。

☒	私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
-------------------------------------	---

令和 6 年 4 月 15 日

【記入例・一部早期給付】
生活保護（生業扶助）受給世帯

のための給付金受給申請書（一部早期給付）

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業（一部早期給付）の申請書（一部早期給付）
第12条規定の支給方法について同意し、同要綱（保護者の氏名を記入してください。）

申請者住所 (保護者等)	〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 Tel 03 (5320) 1111	ふりがな とうきょう たろう	申請者氏名 (保護者等) 東京 太郎
該当区分 ※いずれかにし点を 付けてください。	☒ 生活保護（生業扶助）受給世帯 → 【1】と裏面の【2】及び【4】を記載してください。 ☐ 都道府県民税所得割及び区市町村民 税所得割が非課税の世帯 → 【1】と裏面の【2】、【3】及び【4】を記載してくだ さい。		

【1 対象となる高校生等について】

高校生本人の氏名を記入してください。

ふりがな	とうきょう いちろう	生年月日	昭和 20 年 10 月 1 日 平成
氏名	東京 一郎		
在学 する 学校	学校の名称	千代田区立九段中等教育学校	
	学校の種類・課程・学科	中等教育学校（後期課程）	
	学校の所在地	東京都千代田区九段北2-2-1	
	在学期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日	
過去の高等学校 等における在学 期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明	
	学校名	立	年 月 日
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明	

在学する学校の校長から、在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直し支援金の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。

【学校使用欄】

(学校収受欄)

上記対象となる高校生等に記載されている者について、

令和 6 年 4 月 1 日現在本校に在籍しており、

高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する

学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援の補助対象となる

者であることを証明します。

学校の名称

学校長氏名

印

(裏面へ続く)

【2 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

(1) から (3) までのうち、該当する口にレ印を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☒ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（以下のいずれか）
 ・生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書
 ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）

(2) 次の者の課税証明書等を提出し、**レ点を付けてください。**

ア ☐ 親権者（両親）2名分
 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合

イ ☐ 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、
 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等
 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合 等
 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、
 そのほか社会的養護が必要と認められる場合はオ又はカのいずれかの口にレ印を付けてください。

ウ ☐ 未成年後見人（ ）名分（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）

エ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分
 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

オ ☐ 主たる生計維持者1名分
 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

カ ☐ 生徒本人
 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合、
 ・未成年であるが、都（道府県）民税所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、
 保護者の氏名を記入してください。

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(1) 又は (2) において、証明書等を添付する者の氏名及び高校生等との続柄

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
東京 太郎	父	東京 花子	母

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。

【3 扶養親族等の状況について】 非課税世帯（【2】の（2）又は（3）にレ点を付けた場合）は、記入してください。

扶養について（※）	続柄	氏名	生年月日	学校名・職業等	課程 (高校生等の場合記入)
扶養についているお子様			昭・平 年 月 日		☐ 通信制/専攻科 ☐ 上記以外
			昭・平 年 月 日		☐ 通信制/専攻科 ☐ 上記以外
			昭・平 年 月 日		☐ 通信制/専攻科 ☐ 上記以外
			昭・平 年 月 日		☐ 通信制/専攻科 ☐ 上記以外

※ 以下に該当する兄弟姉妹の状況を、生徒本人の状況を含めて記入してください（該当する兄弟姉妹がいない場合、生徒本人の状況のみ記入してください。）
 ・4月1日現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
 ・4月1日現在高校生である兄弟姉妹

※ 「続柄」欄に、年長の順に第1子、第2子と記入してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、提出する申請書の扶養親族欄には、必ず同じ状況を記載してください。

【4 申請の状況について】 **必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。**

(1) 次の4点を確認の上、口にレ点を付けてください。

☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。

☒ 私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。

☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く。））の文書対象ではありません。

(2) 非課税世帯（【2】の（2）又は（3）にレ点を付けた場合）は、以下の内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。